

平成29年度第1回愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議 次第

日時：平成29年8月24日（木）14：00～

場所：愛媛県総合科学博物館 第1研修室

1 開会

2 議題

- (1) 議長及び副議長の選出
- (2) 各委員から所属機関・団体における最近の状況等について（報告）
- (3) 第7次医療計画策定に向けた動きについて
- (4) 平成28年度病床機能報告の状況について
- (5) 「新居浜・西条地域在宅医療・介護推進部会」の活動報告について
- (6) その他
 - ・「各委員からの報告及び提案」について
 - ・平成30年度地域医療介護総合確保基金の承認について

3 閉会

【配布資料】

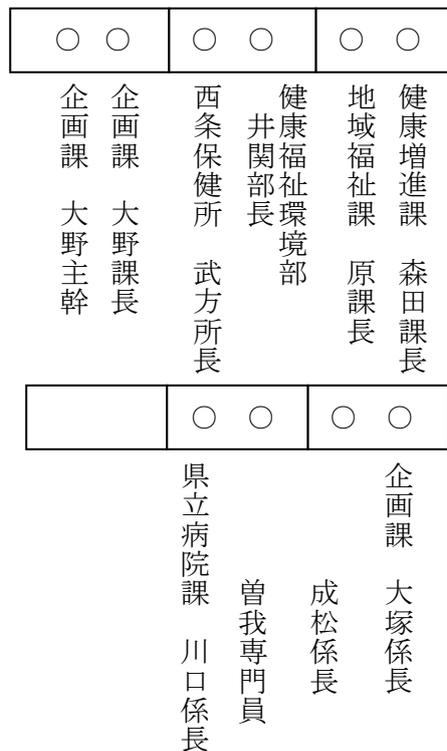
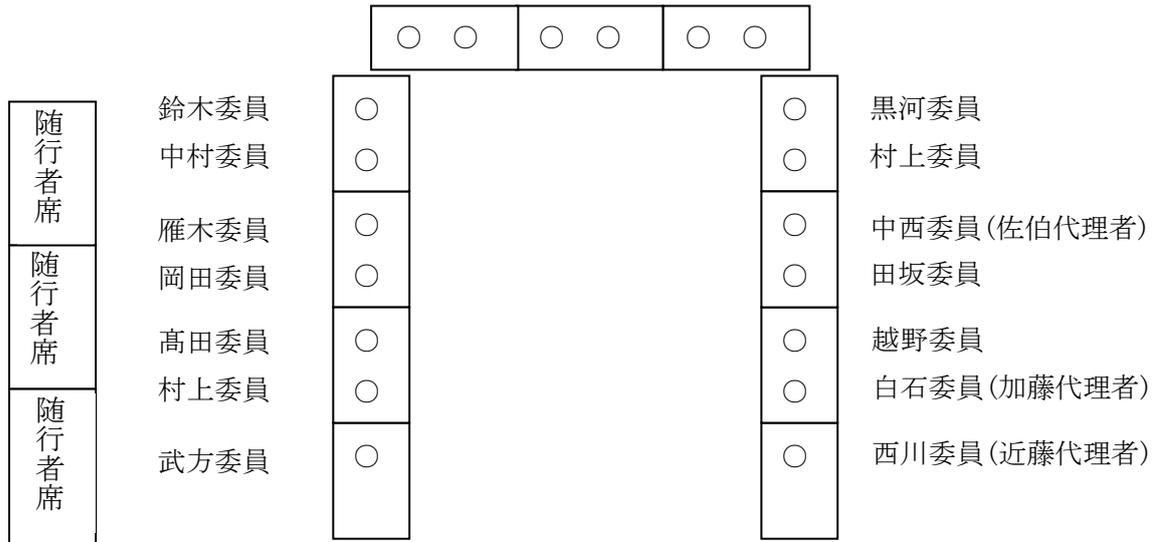
- ・資料1 「第7次医療計画策定に向けた地域医療構想の最近の動向」
- ・資料2 「病床機能報告制度による報告の推移」
- ・資料3 「在宅医療・介護推進部会の活動報告」
- ・資料4 「平成30年度 新居浜・西条構想区域地域医療介護総合確保基金要望事業一覧」

平成29年度第1回愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議 配席図

日時：平成29年8月24日（木） 14：00～

場所：愛媛県総合科学博物館 第1研修室

宮内委員 酒井委員 中山委員 松浦委員 加藤委員 渡辺委員



**平成29年度第1回愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議
出席者名簿**

日時：平成29年8月24日（木）14：00～

所 属	出席者	備考
新居浜市医師会長 (中山皮膚科クリニック 院長)	中山 恵二	
西条市医師会長 (松浦皮膚科医院 院長)	松浦 裕	
新居浜市歯科医師会長 (加藤歯科医院 院長)	加藤 智彦	
西条市歯科医師会長 (渡辺歯科医院 院長)	渡辺 浩	
東予・周桑歯科医師会長 (黒河歯科医院 院長)	黒河 博之	
愛媛県薬剤師会新居浜支部長 (ひめ薬局松神子店 管理薬剤師)	村上 宏之	
愛媛県薬剤師会西条支部副支部長 (れんげ堂薬局市役所前店 管理薬剤師)	佐伯 純也	中西委員の代理者
愛媛県看護協会 西条・新居浜地区代表者 (西条中央病院 看護部長)	田坂 嘉子	
有限会社エンジェル・コール 代表取締役	越野 文枝	
愛媛県立新居浜病院 院長	酒井 堅	
独立行政法人労働者健康福祉機構 愛媛労災病院 院長	宮内 文久	
住友別子病院 院長	鈴木 誠祐	
一般財団法人積善会十全総合病院 院長	中村 寿	
西条市立周桑病院 院長	雁木 淳一	
社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院 院長	岡田 眞一	
西条中央病院 院長	高田 泰治	
社会医療法人社団更生会村上記念病院 院長	村上 匡人	
新居浜市福祉部 総括次長兼健康長寿戦略監	加藤 京子	白石委員の代理者
西条市保健福祉部 副部長兼健康医療推進課長	近藤 貴和	西川委員の代理者
愛媛県西条保健所 所長	武方 誠二	

愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 新居浜・西条構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、新居浜・西条構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項
- (2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 医療計画に関する事項
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから愛媛県東予地方局長が委嘱し、又は任命する。

- 一 郡市医師会の代表者
- 二 歯科医師会の代表者
- 三 薬剤師会の代表者
- 四 看護関係者の代表者
- 五 介護関係者の代表者
- 六 医療機関の代表者
- 七 保険者の代表者
- 八 市町の代表者
- 九 保健所の代表者
- 十 その他議長が必要と認めた者

2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができるほか、一部の委員及び有識者等からなる部会を設置し特定課題の検討を行わせることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、西条保健所企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、地方局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。